

会 議 録

会 議 の 名 称	2016（平成28）年度 第1回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会
開 催 日 時	2017年2月10日（金） 14時00分から 16時25分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 第4委員会室
出 席 者	安藤会長、明石一朗副会長、明石隆行委員、井戸委員、狩野委員、 河井委員、川端委員、下辻委員、田中委員、野本委員、湊上委員、森田委員、 加藤委員、立川委員
欠 席 者	津熊委員
案 件 名	1. 会長、副会長の選任について 2. 2016年度の人権及び平和に関する事業内容について 3. 障害者差別解消法施行に伴う本市の取り組みについて 4. 本市におけるいじめ問題の現状と取り組みについて 5. その他
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 ・枚方市人権尊重のまちづくり条例 ・枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則 ・枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 ・平和のモニュメント「禁野火薬庫のトロッコ転写台」関係資料 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 関係資料 ・部落差別の解消の推進に関する法律 関係資料 ・差別落書きへの啓発チラシ・ポスター ・いじめ防止基本方針（概要版） ・パンフレット「ストップ！いじめ」 ・広報ひたかた 2016年12月号 ・パンフレット「障害のある人への差別をなくそう」（枚方市） ・パンフレット「心づかいハンドブック」（北河内人権啓発推進協議会） ・パンフレット「ほんま、おおきに～広げようこころの輪～」（大阪府）
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長を選任した。 ・各案件について報告を受けるとともに意見交換を行った。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表

傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	市長公室 人権政策室

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、2016年度第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、公私ご多忙の中、委員へのご就任並びに本会議へのご出席、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます。市長公室人権政策室課長の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、委員改選後に開催する第1回目の会議でございます。新たにご就任いただいた委員も多数いらっしゃいますので、初めに出席者のご紹介をさせていただきます。まず、委員の皆様につきまして、お配りしております名簿に沿ってご紹介いたします。お名前のご紹介のあとに続いて、一言ずつ自己紹介いただければと思います。</p>
	<委員自己紹介>
事務局	<p>続きまして、枚方市側を紹介いたします。</p>
	<職員紹介>
事務局	<p>それでは、会議に先立ちまして、伏見市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<挨拶>
事務局	<p>ありがとうございました。それではここで、伏見市長は他の公務のため退席させていただきます。</p>
	<市長退席>
事務局	<p>冒頭に申し上げましたとおり、本日は改選後に開催する第1回目の会議ですので、議事の進行を行う会長が決まっておりません。会長が決定されるまでの間、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事を進める前に委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出欠状況は、出席委員14名、欠席委員は1名で、審議会規則第4条第2項の規定に基づき、審議会が成立していることをご報告いたします。</p>
事務局	<p>次に、配布資料の確認をさせていただきます。</p>
	<資料の確認>
事務局	<p>続いて、本会議の公開のルールや会議録の対応などについて、皆さんと確認したいと思います。まず、会議録の公開について説明いたします。配布資料の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。枚方市では、この規程に基づき、会議の公開に関するルールを定め、傍聴・会議録について公開を原則とした運用を行っているところです。同規程第3条及び第4条に定めるとおり、会議の公開・非公開は審議会で決定していただく事項となっております。また、会議録につきましても、同規程第7条に定めるとおり、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録することになっており、審議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員の確認・会長の承認をいただいた後に、正</p>

	式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。
	<意見なし>
事務局	ないようですので、本審議会の傍聴について原則認めるものとし、会議録についても先ほどご説明申し上げました方法で作成、公表してまいります。それでは、傍聴希望者の確認をいたします。傍聴希望者はおられますか。
事務局	いらっしやいません。
事務局	それでは案件に入らせていただきます。案件1「会長、副会長の選任について」でございます。会長、副会長につきましては、人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項に基づき、委員の互選によることとなっておりますが、推薦などございますでしょうか。ないようですので、事務局から案を提示させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	<異議なしの声あり>
事務局	それでは、会長には、2006年より本審議会の委員をお受けいただくとともに副会長を務めていただき、5期10年にわたり本市の人権施策の推進に貴重なご意見をいただいております、京都文教短期大学幼児教育学科の教授の安藤和彦委員にお願いしてはどうかと思います。皆様いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。
	<拍手>
事務局	ありがとうございます。ご承認いただいたようですので、本審議会の会長は、安藤和彦委員にお願いします。安藤委員には後ほどご挨拶を頂戴したいと思います。次に、副会長には、これまで大阪府教育委員会事務局総務企画課主席指導主事や小学校長などを歴任され、現在は関西外国語大学短期大学部教授並びに同大学人権教育思想研究所長としてご活躍しておられます、明石一朗委員にお願いしてはどうかと思います。皆様いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。
	<拍手>
事務局	ありがとうございます。ご承認いただいたようですので、本審議会の副会長は、明石一朗委員にお願いします。それでは、安藤会長、明石副会長、どうぞ前のお席にお願いします。
	<安藤会長が会長席に、明石副会長が副会長席に移動>
事務局	それでは、安藤会長、明石副会長から就任にあたって一言ご挨拶をいただきたいと思います。
	<安藤会長→明石副会長の順に挨拶>
事務局	ありがとうございます。ここからは、安藤会長に進行をお願いしたいと思います。安藤会長、よろしくお願いたします。

安藤会長	それでは、案件 2 「2016 年度の人権及び平和に関する事業内容について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料説明>
安藤会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問などございますでしょうか。
田中委員	私は人権まちづくり協会の田中と申します。人権まちづくり協会も人権政策室と一緒に毎年いろんなことをやらせていただけていますが、毎回リピーターが多く、本当は全市民的に動いてほしいという気持ちがあります。ここにおられる皆さんはこういったイベントはご存じだと思いますけど、人権政策室でやっておられる事業を中心にもう少し関心を持っていただくように周りの皆さんに PR していただけたらと思います。リピーターの方も有難いし関心を持っておられると思っています。そういう方を中心にもっともっと周りの皆さんに関心を持っていただいて、そのことによって人権についての関心も深まると思います。各施設にはイベントのチラシを置いておられると思いますので、そういうチラシもよく見ていただいて積極的に参加していただければ非常にありがたいし、人権に対する関心も変わっていくと思いますので、何卒よろしくお願い致します。
事務局	確かにもっと来ていただきたいという思いはございますので、いろんな場面で啓発、お知らせする場面を増やして市民の皆さんに啓発事業に来ていただけますように努めていきたいと思えます。委員の皆さんにおかれましても周りの方にお誘い合わせのうえ、いろんなところでご紹介していただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。
川端委員	T-SITE の学びの広場において大学生が子どもに絵本を読み聞かせする取り組みを予定されているみたいですが、子どもの頃から平和について教えることは大事なことだと思います。こういうものを学校のカリキュラムの中に入れていくことも必要ではないでしょうか。
事務局	各学校で広島への修学旅行等を通じて平和学習がなされているところですが、引き続き平和教育について本審議会の委員からこのような意見があった旨、教育委員会にお伝えさせていただきます。
川端委員	難しい教育というよりも身近なカタチでできればと思えます。
下辻委員	私は介護者家族の会というところで、今、話題になっている老人問題、高齢者や認知症といった問題を活動の中心にやっています。昨年やっと市民の方に外山さんのお話を聞いていただいたということですが、まだまだこういった問題は初歩の段階だなという思いを持っています。現場では大変な人たちが増えていることは確かで、毎月 1 回交流会をしているのですが、自分の苦しみなどを泣きながらお話される方がいらっしゃいます。そのような方が増えているという現実を頭の中に入れていただいて枚方市民の皆さんに深くお話していただける機会があればいいなと思っていますので、よろしく思います。

事務局	私も今回初めて外山さんの貴重なお話を聞かせていただきました。今後もそのような機会を私どもの企画の中に取り入れて市民の皆さんに知っていただくような企画を考えていきたいと思ひます。また、「生きること」につきましては、現在、冊子を編集中ですが、講演録を冊子にいたしまして各図書館等において無料配布させていただきます。その中で外山さんのお話も読んでいただけるかと思ひます。
事務局	先ほど田中委員からもありましたように人権まちづくり協会と市が共催して取り組んでいる事業もたくさんありますので、下辻委員がおっしゃっていただきました高齢者の様々な課題や問題につきましても協会と話をさせていただき、取り組んでいきたいと考えています。
安藤会長	次に、案件3「障害者差別解消法施行に伴う本市の取り組みについて」、担当部署から説明をお願いします。
事務局	<資料説明>
安藤会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問などございますでしょうか。
田中委員	冊子の紹介をさせていただきます。枚方市の冊子「障害のある人への差別をなくそう」、北河内人権啓発推進協議会が発行している「心づかいハンドブック」、大阪府の「ほんま、おおきに！！」が障害者差別解消法に関する冊子なのですが、それぞれ特性のあるパンフレットですので、皆さんこれをお持ちになってご活用いただけたらと思ひます。法律の文言は非常に難しくて“合理的配慮”や“不提供の禁止”と言われても理解に苦しむところがあります。法律的にはそういう表現しか仕方がない部分があるのかもしれませんが、そのようなことについてこれらの冊子は親切に解説しています。これをしてはいけな、あれをしてはいけなということだけではなく、要するに心づかいだと思ひています。相手を理解するという行動が非常に大切であって一番いけないのは無関心だと思ひます。ですので、これらの冊子を読んでいただければよくわかると思ひます。もう一つは、北河内人権啓発推進協議会が発行している「心づかいハンドブック」の裏表紙にある8つの障害者に関するマークがありますが、こういうことに対しても配慮という意味では関心を持って理解をしておくということが非常に大切ではないかと思ひます。障害と言ってもいろんな障害がありますから、その人にはどのような支援が適切であるか瞬時にして判断するのは難しいことだと思ひますが、これらの冊子を読んで繰り返していけばだんだん理解は深まってくるのではないかと思ひますので、この冊子をご利用されることをお勧めしますし、もし皆さんの中でこの冊子が欲しいという方がおられましたら人権政策室へご連絡いただければと思ひますのでよろしくお願ひ致します。
事務局	非常にありがたいご助言をいただきました。法律上ではどうしても骨組みのこととか根本的なことをバシッとやっているのですが、心づかいハンドブックのように、それプラスのことは行政があれこれ言うことではなくて運動であるとか市民

	の方がこれはダメだ、これはすべきだということだけではなくてプラスアルファの心づかひの部分についてはハンドブックもご参照いただきながら、これは我々が説教がましく言うことではなくて、一緒に取り組んでいくべきことかなと思います。法律的なことにつきましては、行政の責任としてしなければならないというふうに思います。
狩野委員	市の方から合理的配慮についての説明を聞きましたけど、枚方市役所、市立ひらかた病院、教育委員会を含めまして枚方市が関連している施設において合理的配慮がある程度なされているのかという部分について疑問に思っています。どういうことかと言うと、一番簡単に言うと、視覚障害者の方を対象に申し上げますが、掲示板があの大きさでいいのかどうかというような、課、それから市立ひらかた病院の方にも申し上げますが、少し看板が小さいのではないかと。表示ですね。何科、何科という表示。そういうような公共的、今、行政機関とおっしゃっていましたが公共的な機関というような言葉に代えていきますと、そういうところで市役所自身、今、法律とかの説明をしていただいて田中委員からも勉強させてもらいましたが、実践として枚方市がそこに力を入れて本当に合理的配慮をしているのかどうかということが疑わしいということは感じています。それからもう一つ話が飛んで申し訳ないですが、今、欧米では「障害者」という適当な英語は何を使っているのでしょうか。昔は「handicapped」という言葉を使うのですが、今はちょっとその「handicapped」もだめだと。そうすると「inability」という言葉もあるんですね。もう一つは、「challenger」という言い方もあるようですが、どれも日本の「障害」というところに当てはまっているのか、ちょうど先生がおられるので論議が外れますけど、欧米を基準だとおっしゃったので、その英語は何を使っていますか。
事務局	英語圏では、「disabled」です。
狩野委員	そういう言い方が本当に正しいのか。一部だと思うんです。アメリカではchallengerと。
事務局	一般的には「disabled people」です。また、「people with disabilities」です。
狩野委員	それは何の資料に基づいているのですか。
事務局	ADA (Americans with Disabilities Act of 1990。障害を持つアメリカ人法。) という法律に表記されています。
狩野委員	イギリスも一緒ですか。
事務局	イギリスもほとんど一緒です。ただ、精神障害について「障害」というふうに日本語では言っていますが、ほとんど「disorder」という英語です。オーダーされていない「dis order」と使われています。
明石一郎副会長	人権教育でいわゆる障害者理解教育の流れで言いますと、3段階あると言われていています。一つは、隔離、分離。まさに差別の隔離、分離です。昔は地元の地域の学校にも障害があるからということで就学憂慮ということで待機させられたり、

	<p>或いは、障害があるということで地元の小学校へ入学できなかつたり、それからしばらく前までは交流、統合、つまりそれぞれ障害のある子とない子との交流とか参加とか。今はインクルーシブ、いわゆる包摂、つまり、障害があるないということ自体を分け隔てすることが、どうかと。つまり障害のあるなしに関わらずすべての子どもたちが個性に応じて、その子その子の個性なのだという捉え方で包摂といいますか、インクルーシブ、共に学びあっていくというふうの流れで来ております。ですから今は親御さんやご本人のご希望で就学したい教育機関に進んで入学するというのを学校も行政も受け入れていくという流れになってきていますが、そこにはいろんな課題があるということとはございますけれども。</p>
狩野委員	<p>以前、田中委員から意見をお伺いしたことがあると思うのですが、大阪府では“障がい”と、“がい”をひらがなで使い、枚方では“害”と漢字で表記しています。田中委員はそんなことはどうでもいいんだというご意見を存じ上げているのですが、このことについて市の考え方はどうなのですか。</p>
事務局	<p>枚方市では法律に合わせて漢字表記にしており、今のところひらがなで表記するつもりはありません。</p>
田中委員	<p>先ほど明石副会長が言われたように障害はその人の特性なのだと思います。障害者の補助具を作っておられる会社の社長さんの講演があり、その時も社長がおっしゃるには、障害者だからこうとかではなくて、健常者でもいろんな方がおられるようにその人その人それぞれに特性があると、そのようにとらまえていくのがやっぱり一番いいのだとおっしゃっていましたが、私もそのとおりだと思います。ですから、障害者の“害”の文字がひらがなであろうと漢字であろうと個人的にはどうでもいいことであって、私の事情を知っていただく、他の方の事情を知っていただくというようにお互いが理解し合うことでいいんじゃないですかと思っています。障害者ご本人がどのように思っておられるのかというのが一番大事で、障害者の方にも重度の方と軽度の方がおられます。あまりにもこの方はこうだからこうすべきと強調しすぎるとこの社会は成り立っていかないのではないかと思います。狩野委員がおっしゃるように字の問題も実践の問題もそうですけど、相手の気持ちを察するということが障害があろうとなかろうと一番大事だと私は思っていますので、そういう社会になってほしいなと思っていますところですよ。</p>
狩野委員	<p>資料の4ページに差別をされた時の相談窓口の一覧が載っていますが、「地域支援センターゆい」「相談支援センターひだまり」「障害者相談支援センターわらしべ」「地域生活支援センターにじ」と、それぞれ名称が違いますがこの違いは何かあるのですか。</p>
事務局	<p>名称の違いだけです。</p>
狩野委員	<p>一般の人が見たときに、どこか違うところがあるのかと、わかりにくいと思うのですが。</p>

事務局	こちらの方から有資格のところに委託をしている事業所が名乗っておられる名称です。
加藤委員	昨年9月28日の「生きること」の講演を聞いたのですが、その時に、自分に障害があるからかわいそうだと思われるのが一番嫌だとおっしゃっていたのが大変印象的でした。私らは特別ではなくこれが普通なのだと、車いすで生活するために足を使わなくてもできることを自分で考案しているんなことをされていましたが、それを聞いた時に、自分もどこかしらそういう気持ちを持っていたのかもしれないと気づかされ、反省させられました。こういう機会を通じているんな話を聞くと非常に参考になるんじゃないかと思いました。
下辻委員	昨日、障害者の方などで構成されている福祉団体連絡会12団体があつて私もそこに入れていただいています。毎年お正月にお餅つきがありまして、そこに団体の方が来られて、お餅をつけない方に手を貸してお餅をついたり、できたものを皆で分け合つて食べるのですが、最初のうちは遠くからじつと眺めておられた方もお餅が出来上がったら皆で声をかけあつて一緒に食べるうちにその方の表情もぱっと明るくなっていく様子を見て、やっぱり声かけをするということがすごくお互いにとっていいことだなとすごく感じました。そういう意味で昨日はいい機会を与えていただいて楽しかったなと思つて帰つてきました。なんかそういうことなんじゃないかなと思うし、個性ということがすごく、そうだなと感じました。
安藤会長	それでは次に、案件4「本市におけるいじめ問題の現状と取り組みについて」、担当部署から説明をお願いします。
事務局	<資料説明>
安藤会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。
田中委員	枚方市の人権擁護委員が小中学校でどのような人権啓発活動をさせていただいているかご存じですか。
事務局	私どもの指導主事が学校へ赴いて人権研修をしています。人権に関する各学校の課題に関して人権擁護委員の方を招聘してご講演いただいている学校があると認識しています。
田中委員	いじめのリーフレットの中に人権擁護委員の名が全然出て来ないのですが、どこかの項目に載せていただくのが然りじゃないかなと。擁護委員は法務省の関係だから載せていないのだという理由であればわかるのですが、いじめの問題は全国的にニュースになっている段階で、地方自治体だけでやっていくとかそういう問題ではないと思うんです。この問題は国や都道府県をはじめ全機関がうまく連携して対処していかなければならない問題であつて、それぞれが取り組んでいても何をやっているんだということにもなりかねないのではないかと。例えば、人権擁護委員は小学校に対しては人権教室を、中学校に対しては人権作文を書いていただいてそれに対して人権擁護委員がすべて読ませていただいてコメントを書かせ

	<p>ていただいたりしています。中学1年生でいじめが一番多いことから、中学生を対象にして携帯やスマホによるいじめについての授業も始めたところです。このような取り組みは法務局の方から教育委員会へ情報として伝わっていると思うんです。これらのことを教育委員会でどのようにとらまえておられるのか、そういうところを私は知りたい。それぞれの機関が勝手にやっていて効果が上がるのかというところは私は疑問を感じます。それから先日の朝日新聞の教育という欄に先生のゆとりをどう作るかという記事が載っていましたが、先生が職場にいる時間は小学校で11時間33分、中学校にいたっては12時間12分、つまり一日の半分を学校で費やされているデータが出ています。なぜ、長時間学校にいなければならないかの理由が、他の業務にあてるためというのが非常に多いんです。他の業務とは何かと言いますと、保護者や地域からの要望や苦情、その他、国や教育委員会への調査アンケートや対応となっています。私も人権擁護委員として人権教室などで学校に行かせていただきますが、先生は本当に忙しそうにされているのを目の当たりにしています。ですので、いじめといった問題に関しても先生にもう少し余裕をもってもらわないと、一番の被害者は児童や生徒です。その次に現場の先生だと思います。そういうところを改善していかないといじめなんてなくなると私は思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>一点目の擁護委員の活動のところですが、教育委員会という組織はございますが、枚方市という全体の中でのことかと思しますので、市の中では人権政策室が人権擁護委員の担当部署ですので、連携ができていないということであれば我々の方にも責任の一端があると思います。既に出来上がっているものではございますが、今後、おっしゃっていただきました活動の内容につきまして教育委員会とも共有してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>
田中委員	<p>今、言われたことは理解しますが、我々の目から見たらそれが実態のように見えるんです。だから先ほど申し上げましたように、いじめの問題は一つの学校だけで対処すればいいという問題でも教育委員会だけが対処すべき問題でもないと思います。ですので、国、都道府県、地方公共団体の関係者を中心にやはりこういうものに関心を持っていただいて理解することが非常に大切なのではないかと思います。せつかくやっていることが本当に効果があるのかという実践を、100%は無理だとしても60%でも70%でも、やっているなという実感が少しでも欲しいという思いで提案させていただきました。</p>
事務局	<p>教育委員会が設置する枚方市いじめ問題対策連絡協議会の中には構成委員として法務局も入っていますのでそちらとも連携しながら、ご指摘いただいた内容を踏まえ、進めていきたいと思しますのでご協力よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>田中委員がおっしゃるようにいじめに関しては一つの小学校や中学校、或いは教育委員会だけでは解決できるものではないと認識しています。そういった意味で</p>

	<p>以前は枚方市いじめ問題対策連絡協議会も教育委員会と市長部局だけの構成員で構成していたのですが、枚方市いじめ防止基本方針を作成する際に子ども家庭センターや警察や法務局の方にも入っていただいて、また私どものスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーも一人入れていますので、そういった専門の方も入っていただいて多方面からいじめについて様々な意見をいただくためにそういった人員を拡大しております。さらには、地域や保護者の方も含めて見守っていただくことが非常に大事だと思っていますので貴重なご意見として受け止めたと思います。また、教員の多忙化につきましても、様々な面で学校現場からそのような話を聞いております。そのことで子どもに向き合う時間が少なく、保護者の対応に追われ、本来の子どもたちに教える教材研究ができないという声も聞いております。そういったことも含めて少しでも教員の多忙化がなくなるような取り組みをしているところです。先ほど、国や府などからの調査の話がありましたが、例えば、本日、教頭先生の会議をやっているのですが、そういった折には教頭先生の負担を軽減して先生たちにいろいろ指示ができるようにメールを一切やめておこうというふうにしております。少しでも重なるようなアンケートがあれば教育委員会の方で以前いただいている調査のものを回答するようにしていますので多忙化に関しては学校現場の先生にできるだけ子どもたちに時間を割いていただけるような努力をしていきたいと思っています。</p>
川端委員	いじめ認知研修のカッコ書きはどのような数字ですか。
事務局	千人率と申しまして、在籍人数で件数を割ったようなかたちになります。件数だけですと比較しにくい部分がありますので大阪府と枚方市で同じ千分率で計算すると、13.1 と 16.7 ということで大阪府の方が多く発生しているということが言えます。
川端委員	枚方では平成 26 年度で非常に件数が少なく平成 27 年度は大変増加していることについては先ほどご説明があったとおりですが、全国的に見ても大阪府と比較しても枚方市は優秀なのですが、何か特別なことをされているのですか。
事務局	平成 24 年度からいじめアンケートをすすめておりまして、平成 26 年度はいじめの対策委員ですとか校内にあるいじめ委員会においてどのようなものがいじめになっているのかについて精査したところです。実際のところ違いがないようにということで一定基準が示されて状態的にはこれもいじめに当たる、件数の数え方、1 人の子が 4 人に対していじめをしていたら 4 件、逆の場合は 1 件というような数え方が示されてからの算出件数となっています。ですので、枚方市が特別何かをしたというわけではなく本市としてもいじめの認知、早期発見で各学校にメールで申しているのは解決に向けてどれだけ取り組むのかということについては伝えております。以前はどうしてもいじめをあげると悪であるというような風潮もあったのですが、そういうことなくやはりいじめを認知して対応にあたる解決がどれだけできているかというところを各学校にはお話をさせていただいています。

川端委員	この件数はあくまで認知件数ですよね。平成 26 年度は枚方だけが特別な数え方をしたわけではなく、大阪府と同じ考え方でカウントされていたわけですよね。
事務局	<p>国から学校の方でいじめ防止基本方針の策定が義務付けられています。もう一つ学校の方では必ずいじめの対策委員会といった組織を作りなさいとなっています。各学校で組織を作っているのだからきちんと子どもたちがアンケートや教育相談でいじめを受けたということがあれば、きちんと聞き取りをして組織として把握をなさいということになったので、この平成 26 年度は特に学校の組織の方でこれはいじめであるいじめでないといった区別をして、組織で認知をした時に圧縮されたと考えています。組織できちんと把握をなさいと文部科学省から言われましたのでそれに基づいて教育委員会としては各学校で組織としてきっちり認識しなさいという話をしてまいりました。ところが、先ほど説明もありましたけど都道府県でも 83 倍、84 倍という差が出てきています。それが本当にいいのかということが国に言われておりました国の方は例えば事例を挙げられてバスケットボールでボールを強くまわす中で、強いボールがこれは僕はいじめられたんだということがあればそれもいじめとして計上しなさいというふうになっています。なので、いじめを上げることが学校としてダメなことではなくていじめをしっかりと認知をしてそれに向けて取り組む、解消に向けた取り組みをしっかりとすることになっています。それで教育委員会はいじめの認知を多く挙げてきた学校はダメだと評価するのではなく、積極的に認知をしていく、認知をしたものを一つ一つ解消していることに対して評価をなさいという流れになってきています。そういった中で平成 27 年度は認知件数が上がってきていると思っています。先ほど川端委員がおっしゃったようにそういう認識で学校へ伝えていますが、実際に平成 25 年度から比べると少なくなってきているのはやはり子どもたちの方にも学校の方からの指導が入っているんだと思っていますし、子どもたちにもいじめに関してはいけないことなんだということで意識づいていると考えています。</p>
川端委員	<p>進んでいけばいいのですが、パンフレットの中で先生向けの 5 ページに書かれてある“学校で見られるいじめのサイン”について研修でもやりましたというお話なのですが、学校の先生は非常にお忙しいという中で、このサインを見える体制にあるのですか。枚方市の件数は少ない、それはこのサインを見過ごしているということはないのでしょうか。私が評議員をさせていただいている学校ではいじめはないという回答しかないんですね。本当はないのかなと思うわけですけど、そのサインを見れていないんじゃないかというふうに思うのですが、実際に先生は見れる体制にあるのですか。</p>
事務局	おっしゃるようにいじめが逆にゼロの学校ほど大丈夫ですかということと言われています。本当にいじめがないというのは、子どもの成長過程の中で様々なストレスを抱えながらトラブルというものは起こるものであると。その中で嫌な思い

	<p>をしたりさせたりすることがあるんじゃないかと言われている中で、学校が本当にゼロだということは見れていますかというのはよくおっしゃられます。私どもの方もゼロがいいということではなくて1件でも2件でも本当にあれば子どもからそういうことを聞けば、挙げてくださいという話はしています。その中で学校が実際にアンケートをとられたり、教育相談を受ける中で先生たちが一生懸命見ていただいているとは捉えています。これは保護者向けの啓発冊子ですので、教員向けにはマニュアルの中でチェックリストを作りまして、チェックリストで各学級で校内研修を開く時に一度自分の学級の子どもたちを頭に浮かべながらどうだろうと振り返ってみましょうという研修もしていただいています。忙しい中でも日々研修を積んでいただきながらいじめに対する子どものサインについては高いアンテナを張って監視しようと学校の取り組みとしてしていただいていますので、委員のおっしゃるように先生は本当に気づいていますかということであれば、私どもが積極的に気づいていただけるように指導もしていますし、校長の方からもそういった研修をしていただいているのかなと思っています。</p>
川端委員	<p>もう一点、8ページですが、幼稚園での人形劇、これは効果があるのですか。</p>
事務局	<p>実際に人形劇をしていただいた後に、幼稚園、保育園、認定子ども園にアンケートを取らせていただくのですが、その中では子どもたちの気づき、幼児ですから十分な伝わり方ではないのかもしれませんが、やはりその感想を見させていただく中で何かしら子どもたちの心の中に残っているものと認識しています。それを信じてこの事業を継続しているところです。</p>
川端委員	<p>幼児の時からそういう教育は必要かと思います。であるならばなぜ10施設しかやらないのですか。</p>
事務局	<p>様々なお希望があるのですが、年度年度で順番に回ってくるようになっています。たくさん市の立幼稚園、保育園でできればいいんですが、財政上のこともあるんですけど、希望されて何年か後にはまわってくるということもありますので。</p>
川端委員	<p>幼稚園や保育園におられる子は必ず1回は受けるのですか。</p>
事務局	<p>そういう周期ではございません。</p>
川端委員	<p>ここにかかる経費はどのくらいかかるのですか。</p>
事務局	<p>1校園で2万円です。10校園ですので20万円です。</p>
川端委員	<p>在籍されている園児全員に見られるチャンスを作るならばどのぐらいの予算が必要なのですか。そういう予算をここで使って、以降いじめがなくなるのであればあとの費用はいらなくなるわけですからここで投資すべきではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>実際の校園数というのは正確には把握していませんが幼少の頃から子どもたちに対していじめ、意地悪、嫌がらせということを感じさせることは非常に大事なことだと思っていますし、この時期にたくさん予算をかけて、そういうかたちでできればいいのですが小学校に入った段階でも1年生、低学年の時から様々ない</p>

	じめに関して子どもたちには授業等を通じて継続してやっておりますので、今のところこの10校園というかたちを死守しているような状況です。
川端委員	これは幼稚園や保育園に行かれている件数ですよ。
事務局	はい、そうです。
川端委員	どうして集合でやらないのですか。
事務局	人形劇団の方でどれくらいの対象者であればより効果的ですかと、また劇団員の人員にもよりますのであまり大勢の中でするよりも幼稚園や保育園の規模、人数に合わせて劇団の選定をさせていただいているところです。
川端委員	人形劇がいいという意味ではなくて幼児教育の時にこういうことは必要だと思いますが、他にお金のかからない集合でできるような手段も考えていくべきではないでしょうか。枚方市だけではなくて大阪府、全国も含めて例えば映画を作るとかそういうことも必要ではないかと思います。
事務局	社会教育の関係で幼児だけではなく保護者も含めて、幼稚園、保育園という枠ではなく大きなところで一堂にできないか検討しているところです。人形劇というかたちにこだわらず、この時期に何かしら子どもたちにいじめに関してお話ができる機会を設けられたらと考えています。
川端委員	「ストップ!いじめ」のパンフレットは子どもたちにも渡しているのですか。
事務局	それは子どもたちには渡していません。ただ、この冊子が出来上がった時にはコミュニティ協議会や民生委員にもご紹介させていただいて、学校の方からは各家庭にこのようなものができましたということでデータをお渡ししていますので、何かしらのかたちで学校から家庭の方にはいつか渡しているものと思います。
川端委員	前には子どもたちに電話相談ができるようなパンフレットがありましたよね。
事務局	それは毎年、年度当初に全幼児、児童、生徒に配っています。
川端委員	その子どもたちには電話がどんなかたちで活用されるのか、他に洩れることがないといったことはちゃんと伝わっているのですか。
事務局	学校のアナウンスとしては、こういったところに相談できるよと、あなたたちの相談することに関しては守秘義務がありますよと。相談される時にお名前をおっしゃらない子どもさんや家庭も非常に多いので、そのような中でも無理やり聞いてということはないです。なるべくお名前を聞く中で相談があれば対応したいと思っておりますし、小学校であればそういった相談を聞く相談員を全小学校に一人配置しております。中学校にはそういった気持ちを聞くスクールカウンセラーといった相談できる人員を19中学校に置いています。
川端委員	子どもたちが電話をかけやすい体制があるのであればこの10件の件数は非常に少ないと思うのですが、それについては疑問は持っておられないのですか。
事務局	まず電話のできる時間帯が9時から5時ということで大半の中学生は部活をしているなど学校生活をしている時間帯と重なる部分もあるという課題は認識しています。時間を決めただけで、時間外には大阪府へつながるようなアナウンスをさ

	せていただいているところです。
川端委員	子どもが電話をかけやすいようなシステムにしていだければと思います。
井戸委員	<p>人権擁護委員として今話を聞いていますと児童生徒支援室ともっと協力・タッグを組んで取り組んでいく必要があるなと思いました。このいじめに対しては法務省と文部科学省の間ではお互いに協力し合っやっていこうということで文書が出ているはずですが、そうしたことを考えるといじめのパンフレットに人権擁護委員の活動が一切載っていないということを見ても認識されていないのかなという思いがあります。私どもがやっている子どもの人権教室でも今年も12小学校にボランティアで行っているんです。川端委員からもお話がありましたが、子どもからの相談については、人権イメージキャラクターの人形をお渡ししているのですが、人形には子どもの電話番号が書いたやつがあるわけです。そういったことをやっていますし、中学生でも人権作文を夏休みの宿題としてやっていただいていると思うんです。また、人権教室に行った時に法務省から教育委員会を通じて各学校に配るよというので作成された「SOS ミニレター」がありますが、一部の学校では配られていないように見受けられます。この「SOS ミニレター」というのはいじめを受けた子どもが手紙を書いて切手も貼らずに法務局へ郵送で送ることのできる制度で、大阪で毎年約1,000件前後届いています。大津事件から5年半が経ちますけどいまだにいじめを苦にして事件後26人の方が亡くなっているんです。さらに児童虐待で幼い子どもがかなり被害を受けているという問題も起こっていますが、児童虐待が全国で一番多いのは大阪府なんです。そういったことを見ていると我々のやっていることもまだまだ道半ばだなという気はしています。私共は今まで教育長に話をして校長会に出向いてこういうことを活用してくださいよと毎年お願いしています。しかし、このような状況であるならば児童生徒支援室と共催の方が早いのかなという気もしているところです。ですので、相互協力して、もっとこういうものを利用促進していただけたらと思います。いじめられていることを親にも先生にも言えない場合に、この「SOS ミニレター」の手法は非常に有効な手段なんです。せめてこれだけでも全生徒に配布するようにしていただきたい。こういうことも含めて児童生徒支援室とはもっと協力してやっていかなければならないと感じました。教育長とも相談しますが、よろしくお願いします。</p>
川端委員	その関連ですが、「SOS ミニレター」が配布されていない学校があるというのは問題ではないですか。
事務局	<p>子どもたちがいろんな場面でSOSを出せる機会は非常に大事だと思っています。電話もできない先生にも言えないお子さんもいらっしゃる。しかし、唯一そういった手紙を出せることはあると思います。私どもを通じて来る分に関しては多忙化じゃないですけど必ず学校へ通知をして配布しなさいと指示をしています。その部分については確認をして子どもたちにとって不利益になるような、そういっ</p>

	たことをしているようであれば厳しく指導もして確認もしたいと思っていますし、今後も児童生徒支援室へ様々なご意見をいただきながら協力させていただきたいと思っています。
安藤会長	それでは最後に、その他の案件について、事務局からお願いします。
事務局	事務局から2点ご報告いたします。まず、市長の挨拶にもありましたように、昨年は、本日の案件にもございました「障害者差別解消法」が4月に施行されたほか、お配りしております資料のとおり、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。本市では、市広報誌やホームページで周知を図るなど、これらの法律の趣旨に則り、人権施策のさらなる推進に努め、一人ひとりが違いを認め合いお互いの人権を尊重し合う社会を築いてまいりたいと考えております。続いて、昨年に発生しました差別事象についてです。11月27日に牧野図書館、12月11日に楠葉図書館の蔵書から障害者などに対する差別落書きが発見されました。両館をはじめ全図書館で、ただちに所管施設の点検と人権ポスターの掲示を行い、落書き防止と人権啓発の対応を行うとともに、図書館全職員へ人権研修を実施しました。また、差別落書きその他、悪意のある迷惑行為に対して、毅然とした態度で臨む方針を明確にした「対応マニュアル」を作成し、職員に周知を行いました。資料の枚方市立図書館のチラシは、図書館利用者に、差別落書きが重大な人権侵害であること、図書を破損する犯罪であることを示し、注意喚起を行ったものです。また、市長を本部長とする人権擁護推進本部を開催し、早急に庁内で情報共有と注意喚起を行うとともに、再発防止のための対策について協議を行いました。先ほど申し上げました対応のほか、法務局が発行する啓発ポスターを市内の公共施設に掲示するとともに、本事象が各職場でも起こりうる課題として捉え、各所管に応じた対応の実施などについて周知しました。差別落書きは人の心を傷つけるだけでなく、見た人に差別意識を植え付け、差別意識を助長させ拡大させる恐れがある重大な人権侵害であります。今後も各職場での人権研修を継続的に実施するなど、人権意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。
安藤会長	ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。
	<意見なし>
安藤会長	その他、何かご発言はありませんか。ないようですので、本日の案件はすべて終了といたします。貴重なご意見ありがとうございました。これで、第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。皆様、おつかれさまでした。